

## 同時配信に関するヒアリングについて

一般社団法人 日本写真著作権協会  
常務理事 瀬尾太一

## 1. 集中管理・放送事業者との契約の実態について

写真分野においては、放送に関して、著作権等管理事業者による大規模な著作権管理事業は行われていない。当協会は著作権等管理事業者ではない。実態としては、放送利用の多くの場合、アマナイメージズ、アフロに代表されるようなフォトライブラリー業者の写真が利用されているため、利用時の契約、もしくは追加契約の際に、容易に契約ベースによって処理されている。

## 2. 放送事業者からの要望事項に対する意見について

要望の中で、確かに代替性のない写真であり、上記のような容易に契約が可能な写真ではない場合も存在すると考えられる。その場合、権利者の捜索を行うことに困難が生じることは理解できる。なぜなら、写真の著作権者は、現在、すべての国民が著作権者と言えるほど広範囲に広がっているからである。これまでのように、職業的に公表された写真が公表された写真のほとんどを占めている場合であれば、著作権者捜索は容易であったが、現時点では困難な場合も多いと考えられ、当協会の中でもほとんどの写真著作権者を把握しているとは言えない状況にある。

このため、同時送信に関する権利処理について、写真分野としては上記のような場合について、制度的な対応としては、現行の裁定制度の活用などが望ましいと考える。この問題は、大きな制度の変更によって対応すべき問題ではなく、スキームの問題だととらえている。現在の裁定制度の拡充を試み、その対応でどうしても困難な場合が生じたとすると、その時にさらなる制度の変更を考慮してはどうか。特に現在、契約ベースで成立している前記のような大手フィルムライブラリーにとって、権利制限等の制度対応は、大きな不利益を生じかねないと懸念する。

総合して、制度的な対応は裁定制度の拡充等にとどめ、スキームの見直し、権利者との契約窓口の一本化など、情報の整理による契約の簡略化などによって対応すべき問題と考える。権利制限規定による対応については時期尚早であろう。慎重な対応を要望する。

以上